

STOP! THE YANBA DAM



CONTENTS

- ハッ場ダム住民訴訟 不当！千葉地裁判決～肝心な判断を避けたモノマネ判決 中村春子
- ハッ場ダム千葉裁判 判決に対する抗議声明 原告&弁護団
- 報告集会での声・声・声... 服部かをる
- 署名活動にご協力ください
- どうなる？ ハッ場ダム来年度予算ダム中止でも湖面1号橋は必要？ 入江晶子
- 編集後記 坂倉敏雅
- 総会のお知らせ
- 各地の裁判日程
栃木2/18, 宇都宮3/4, 埼玉3/31, 東京4/16,
- ハッ場ダムをストップさせる千葉の会について

11
vol.

ハッ場ダムをストップさせる千葉の会

代表: 中村春子・村越啓雄

住所: 〒285-0825 千葉県佐倉市江原台2-5-29

電話 & ファックス: 043-486-1363

Eメール: yanbachiba@gmail.com

ウェブ: <http://yanbachiba.blog102.fc2.com/>

第11号 2010年2月1日発行

八ッ場ダム住民訴訟

不当！千葉地裁判決

肝心な判断を避けたモノマネ判決

1月19日午後1時過ぎ、千葉地裁100席の大法廷は満席だった。その中で5年間原告と弁護団が意を尽くして訴えてきた八ッ場ダムに関する「公金支出止め等を求める」住民訴訟の判決は「却下、棄却」だった。私たちはダム現地、利根川流域の堤防調査、治水利水上の国が出する種々のデータの分析から八ッ場ダムが不要であり、かつ危険性を伴う事業である確証を得て、それらの証拠はすべて提出していた。

地方自治法の本旨は、「最小のコストで最大の効果」を行政の執行者に求めている。従って、「県民への利益のない八ッ場ダム事業に莫大な税金を投入することは違法であるから司法の役目としてチェックして下さい」と原告は求めたのであった。しかし、千葉地裁の堀内明裁判長他2名は事実を検証することなく、被告千葉県ひいては国の言い分を全て鵜呑みにした判決を出した。そしてそれは東京判決文の写しそのものだった。判決文は「明らかに不合理であるとは認められない」「著しく不合理であるとまでは言えない」の連発である。例えば、

- 利水上の過大な水需要予測は合理的な裁量の範囲を逸脱して違法であるとまでは言えない。
- 治水上の利益を受けることがないとは言えない。
- ダムサイト周辺の基礎地盤の脆弱さについては、問題があることが明らかであるとは認められない。
- 地滑り地帯であることについては、国はダムができた湛水後に安定性を再確認すると言っているし、今後も対策に修正を加える予定をしているのだから地滑りの危険性があることが明らかであるとは認められない。(もっともっと税金を使うことを認めている。)
- コンクリートも溶かす強酸性の水質を中和させるための品木ダム問題は堆積したヒ素を含む汚泥が飽和状態で地域の環境を悪化させていることも何ら問題がない。
- 八ッ場ダム事業で環境影響評価等に違反があったとしても、千葉県に責任はない。
- 名勝吾妻渓谷はダムができても景観上の影響は小さい。加えてダム湖の水質の問題も生じないなど、自らの感性的の欠如を意識せず視線を上にしか持ちえないヒラメ裁判官の面目躍恕というところ…だ。

また、原告は種々の主張をするが、国の基本計画に基づき建設される八ッ場ダム自体に瑕疵が重大かつ明白であるという特段の事情は認めるに足りないとまとめている。それではなぜ完成年度を2回も変更し、事業費も倍増し計画から57年経っても本体事業さえも手つかずなの

(2面下部へつづく →)

八ッ場ダム千葉裁判 判決に対する抗議声明

2010年1月19日

1. 本日、千葉地方裁判所は八ッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する判決を下した。判決は、原告住民の主張を全く理解することなく、不当にも以下述べるように原告住民らの主張を退けた。

記

- (1) まず、本件判決は、口頭弁論終結以前の支出差し止めを求める部分のほか、被告千葉県水道局長が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を違法に怠るとの主張、及び、被告千葉県知事らに八ッ場ダムに関し負担金等の支出命令をさせることの差し止めを求めた部分は地方自治法242条の2第1項所定の住民訴訟に該当しないとして却下した。
- (2) 次に、本件判決は、①八ッ場ダムの利水については千葉県の行った将来の水道需要予測及び水源評価に不合理な点は認められない、②治水については千葉県が治水上の利益を受けることはまったくないとは認められない、③貯水池周辺の地滑り等の危険性については、危険性が放置されたままの建設事業であるという事実は認められないとし、国土交通大臣の納付通知に著しく合理性を欠くとは認められないので、本件支出命令が違法であるとはいえないとして請求を棄却した。
2. こうした本件判決の判断は、原告住民らの主張をまともに受け止めようとしているもので、行政が進める公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにはかならない。
3. 本件判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、原告らは東京高等裁判所へ控訴手続を行うとともに、他都県の住民訴訟の原告らとも手を携え、引き続き闘い続けることを表明する。今後とも皆様のご支援をお願いしたい。

八ッ場ダムをストップさせる千葉の会原告団
八ッ場ダムをストップさせる千葉の会弁護団

▶ 1面記事からのつづき

か、地元住民に対して代替地での生活を補償すると言
いながら約束を守らず多くの人の転出を止められず
地域を崩壊させたのか。

そして特別会計を含め千葉県が3兆円もの借金を抱
え財政破綻に瀕している中、建設費、関連事業費、起
債利息など含め約760億円も確実性のない事業に投
入する無益さを原告側が強く訴えたにも拘らずこの

判断を避けたのが千葉判決最大の欠陥である。行政
が進める公共事業の無駄遣いを司法の場でチェック
しようとせず、行政の裁量を限りなく認め、むしろ「無
駄な公共事業を奨励するもの」になり下がってしまっ
ている。私たちは直ちに東京高等裁判所へ控訴の手
続きをとり、弁護団の皆さん、他の都県の原告の皆
さんと共に次への闘いを始めます。今後とも皆さまのご
支援をお願い致します。
(中村春子)

報告集会での声・声・声…



判決

の後、報告集会がひらかれ60名以上が集まりました。弁護士さんの説明、質疑応答がおこなわれ、途中から記者会見に参加していた原告と弁護団も加わり、様々な意見が出されました。

- 行政の裁量権をどんどん広げていったら、訴訟の意味がなくなってしまうではないか。
- 財政面から考え、優先順位をつければ、裁量権は自ずと制限されなければいけないのではないか。
- 政権が代わり、いい判決が出ると思っていた。政治が 180 度変わったのに、どうしてこのような判決なのか不思議だ。
- 裁判官も社会の中で生活しているひとりの市民として判断してほしかった。
- 行政事件にこそ裁判員制度を適用すべきだ。
- 県庁の中では八ッ場ダムが本当に必要という人はいない。大多喜ダムについては県自身必要ないと認めている。
- ふざけるな、なめるんじゃないよという感じ。市民の常識、司法の非常識。
- この判決は東京地裁判決の焼き直しで、「コピペ判決」、「談合判決」だ。政権交代があり、判決を一ヶ月延ばしたのは何だったのか。腹立たしい限りだ。
- 肝心な問題の判断を避けている「水漏れ判決」だ。裁判所が示すべき任務を放棄している許しがたい判決「欠陥判決」だ。
- 記者会見で記者の質問がなかったが、記者も政権交代を力づける判決を期待していたのではない。世の中、無駄な公共事業を見直そうという雰囲気なのに。
- 本当にひどい判決で、裁判所の役割も信頼もなくなる。
- この判決は違法性は問えないといっただけ。○ではないが×をつけなかった。最後に笑うのは我々だと考えて頑張ろう。

署名活動にご協力ください

内閣総理大臣・国土交通大臣宛署名
「八ッ場ダム・霞ヶ浦導水・湯西川ダム・南摩ダム各事業の中止と現地住民の生活再建の早期実施を求める」

目標50,001筆以上

(八ッ場ダム推進派の署名数を超えよう!)

第一次締切り:3月末日

現在、首都圏で推進されているこれら4事業の総額は1兆2千億円にもなります。日量600万m³もの水余りを抱える首都圏にあっては、利水目的を失い、治水面の必要性もなくなっています。このまま建設を進めれば多くの弊害を生み出し、子孫に大きな負の遺産を残すことになります。旧政権下で進められてきたこれらの事業を中止し、現地住民の生活再建の早期実施に取り組むことを求めます。(千葉の会HPからもダウンロードできます)

どうなる?八ッ場ダム来年度予算 ダム中止でも湖面1号橋は必要?

昨年8月時点で八ッ場ダム事業の国交省概算要求は194億円でしたが、政府原案での来年度予算は154.5億円となりました。つまりダム本体工事を除く全額が生活関連事業として盛り込まれたのです。しかし、そのなかにはダムの本体工事につながるものも含まれています。その代表的なものが湖面1号橋です。テレビ等でよく目にするのは湖面3号と2号橋で、その下流につくられるのが湖面1号橋です。事業主体は群馬県ですが、工事費の96%が国の補助金であり、国の判断で止めることができます。この工事費は52億円と試算されています。そこで、各都県の会の連名で12月3日に前原国交大臣と民主党群馬県連に対して、湖面1号橋の工事入札の中止を求める要請書を提出しました。しかし、この問題は現在、持ち越しとなっており、湖面1号橋の建設を止められるかが、今後の大きな争点です。

(入江晶子)

編集後記

“事業それ自体の瑕疵が重大かつ明白であって、利根川水系工事実施基本計画等が無効であるといった特段の事情がある場合”に限って、知事は受益者負担金の支出をしてはならないという裁判長、この国の司法はそこまで思考を停止してしまっているのか、そこまで行政に肩入れをするのか、それで公益がまもれるのか?

(坂倉敏雅)

総会のお知らせ

日時: 2月15日(月)午後2時~4時

場所: 市民ネットワーク・千葉県事務所
4階会議室

内容: 総会終了後、記録映画「日独裁判官物語」を上映。両国の裁判官の姿を通して、司法のあり方と一緒に考えましょう。

各地の裁判日程

栃木県	2月18日(木)11:00~ 進行協議 宇都宮地裁
宇都宮市	3月4日(木)13:00~ 口頭弁論 東京高裁 822号法廷
埼玉県	3月31日(水)11:00~ 最終弁論 さいたま地裁 105号法廷
東京都	4月16日(金)15:00~ 進行協議 東京高裁 16階

*3/31(水)さいたま地裁では第25回裁判をもっていいよ結審。弁護士と原告2名の意見陳述あり。千葉からも応援傍聴に駆けつけよう!

八ッ場ダムをストップさせる 千葉の会について

「千葉の会」とは?

2004年9月、千葉県に対し住民監査請求を行う請求人を募集した際、その取りまとめを行ったメンバーにより発足されました。

関係6都県にも同様の会があり、八ッ場ダム建設事業を中止させることを目的に、情報交換しながら共に活動中。この6団体の連合体が「八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会」です。

入会のお説明

この裁判を勝ち抜くためには大勢の力が必要です。「千葉の会」に入会し、ぜひ継続的ご支援を下さいますようお願いします。

会員の皆様には裁判期日やイベント情報などを掲載した会報をお届けしています。会費は1口1,000円、何口でもOKです。八ッ場ダムをストップさせるまで一緒にがんばりましょう。

★緊急カンパのお願い★

「控訴審に向けて、意見書作成等の費用が必要です。ご協力をよろしくお願ひします。」

*会費・カンパは下記の郵便局口座にお振り込み下さい。連絡経費節減のため、通信欄にはFAX番号やメールアドレスもご記入下さい。

八ッ場ダムをストップさせる千葉の会

振替 00120-5-426489